

## 平成22年度第2回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日時：平成23年2月3日（木） 14：30～16：00

場所：大和市保健福祉センター 4階 講習室

委員：鈴木会長、境職務代理（欠席）、佐藤委員、鳥原委員、春日委員、市川委員、柴崎委員、阿南委員、菊間委員、佐藤委員（欠席）、田村委員（欠席）

オブザーバー 県北地域児童相談所 庄野氏

事務局：菊地原課長、柏木主幹、佐伯係長、笹岡、民實、高瀬

### 会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題  
(1) 障がい者福祉計画の進行管理シートについて
4. 報告  
(1) 障害者自立支援法等の改正の概要について  
(2) 大和市障害者自立支援協議会の活動について
5. その他

#### 1. 開会

民生委員の改選で、田邊委員が民生委員を退任されたため、後任として田村委員が障がい者福祉計画審議会の委員として選任された。

#### 2. 会長あいさつ

今年度2回目の審議会である。障害者自立支援法等の改正など障がい者福祉施策は、今後も大きな変化がある状況である。今後も障害者総合福祉法の動向など見守っていかねばならない。本日の議題は計画の進行管理である。この計画のとおり進捗しているか、また、制定時には見えてこなかった新たな課題が生じていないかなど、活発な議論をお願いしたい。

#### 3. 議題

- (1) 障がい者福祉計画の進行管理シートについて

事務局 ・障がい者福祉計画の進行管理シートについて資料に基づき説明

- ・補足として、この計画には、障害者基本法に基づく障がい者福祉計画と障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画の2つの計画が定めてあり、その進行管理

をするシートである。障がい者福祉計画部分には、5方針別21施策を定めている。市で行っている事務事業評価を基に事業立てを行い主な事業として実績を掲載している部分と、施策の方向性に対し、実施事業や予定事業を示す構成となっている。また、障がい福祉計画部分の数量管理については、前計画でも進行管理に利用していたこのシートが国でも基本としているため、このシートを基準に進行管理を行いたい。

(主な意見)

会 長：この大和市障がい者福祉計画は、22年度～26年度までの計画である。障がい福祉計画は23年度までの計画であり、今回初めて評価の対象となることになる。管理のフォーマットを、このような情報で進行管理ができるかとの視点で議論いただきたい。

委 員：一点目は、障害者自立支援法の改正に関連して、発達障害は計画のどの部分に含まれるのか。二点目は、若年性の認知症については、どの部分に入るのかわからない。三点目は「障がい福祉計画における必要量の見込みと実績値の一覧」で、時間数や人数等がまるめた数字となっていて進捗状況が見えにくい。対象者数の増減など人数や時間数を明確に示していただきたい。

事務局：一点目について、発達障がいは、計画書の中では、発達に不安のある子どもに含んでいる。二点目、若年性認知症については、若年性認知症という言葉は計画書には記載していない。精神保健福祉手帳を取得する時の事由であるため、精神障がいに含まれる。計画書では、それぞれの障がいを包括的に含む内容としているため、どこの部分ということではなく、全体に含まれる。三点目、障がい福祉計画の数量管理のシートについては、計画書本編に実人数、見込み人数、見込み量、実績量や見込み量の積算の考え方等が示してある。また、実績値については、実数を掲載しており丸めていない。実人数等については、見にくくなる等の理由からシートには搭載していないが、今後シートを工夫する。

委 員：居宅介護の部分で、重度訪問介護や行動援護等4つあるが居宅介護でまるめているので分けていただきたい。他市の計画では人数と実績値の増減がわかりやすく示されており進行管理としては、その方がわかりやすい。

事務局：障害者自立支援法に基づくサービスをトータルで確認し、サービスを低下させないことが基本である。居宅介護については、個々のサービスも重要だがトータルで指標を持ちサービス給付基盤をどのように整備し提供していくことが課題であるため、現行の標記としている。

委 員：全体も個別も併記した方が、居宅介護全体と各々のサービスの両方の視点で捉えられるため好ましいと考える。対応する方向でよいか。

事務局：対応する。

事務局：この進行管理シートは2つの計画が混在する中で、包括的に内容を捉え管理する部分と数量等を個別の事業別に管理する部分に分かれている。この計画の進行管理として、このフォーマットでよいか。(よい)  
今回、施策3の部分をサンプルとして示したが、次回は施策1～5まで全体を示す。

#### 4. 報告

##### (1) 障害者自立支援法等の改正の概要について

事務局 資料に基づき説明

##### (主な意見)

委員：児童を対象とした施設について障がい種別に関係なく一元化とあるが、異なる障がい特性のあるものが同一施設にいと、特性の違いから、何かとトラブルになることがあると思うが、国はどのように考えているのか。わかる範囲でよい。

事務局：すべて一緒にするというのではなく、現実的には、それぞれの施設の特色を生かした対応となると思われる。

会長：成人の施設がそうであったように、今後の状況を見守りながらということになると思う。

委員：グループホーム等の家賃助成について、市単独で行なっている助成と今回創設される助成制度の関係はどうか。

事務局：上限1万円とのことであるが、詳細は示されていない。個別給付化など国の動向を見ながら対応していく。

委員：家賃助成について、他市では、単独部分を減額するとの情報もある。各市で足並みを揃えるとの情報もあるので是非聞かせて欲しい。

事務局：各市とも助成額や助成方法が同じではないため、一律に同じにすることはできない。現在の状況では答えることはできず、今後、制度的な構築の中で理解をいただきたい。

##### (2) 大和市障害者自立支援協議会の活動について

事務局 ・資料に基づき説明

- ・補足として、障害福祉は広域での対応も必要となることから、市の自立支援協議会の他に海老名、座間、綾瀬、厚木など圏域の自立支援協議会を組織している。さらに県全域の自立支援協議会も設けられている。

(主な意見)

会長：自立支援協議会について詳細な説明があった。障がい者福祉計画審議会と自立支援協議会の連携について参考になった。今後、法制化される自立支援協議会と連携を深めていきたいと考える。

5. その他

次回催予定 第3回 3月24日 午後

以上

障がい者福祉計画進行管理シート < 検討用 >

方針 3 ライフステージに応じた生活支援

施策

3 - 1 情報提供の充実・多様化

3 - 2 相談支援体制の充実

3 - 3 地域生活支援サービスの充実

3 - 4 障がい児、発達に不安のあるこどもの療育・保育・教育・福祉体制の充実

3 - 5 就労への支援

3 - 6 外出への支援

3 - 7 障がい者施設の整備

3 - 8 経済的自立への支援

3 - 9 保健・医療の充実

3 - 1 情報提供の充実	相談支援事業所による情報提供	・市内 4 ヶ所の相談支援事業所において、個人に応じた総合的な情報提供を行なった。
	多様な媒体による情報提供	・制度案内冊子（障がい者福祉の手引き）の改定。 ホームページ・広報やまとによる情報提供
	コミュニケーション支援事業	・毎週月曜日に障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置 手話・筆記通訳者の派遣（平成 21 年度 371 回）
	情報提供ボランティアへ活動支援	・情報提供ボランティアの入門講座を行い人材の育成の実施 （社協・生涯学習センター等で実施）
3 - 2 相談支援体制の充実	家庭児童相談事業	・家庭相談員が、子育てに関する様々な相談に応じる。障がい受容についての一助としての機能や、虐待予防の支援を行う。 （平成 21 年度 72 件 心身障害のみ）
	こどもの発達相談支援システム	・早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練及び専門スタッフが個別・グループ指導または、来所・訪問等により専門の見地から訓練・支援等を行う。（平成 21 年度 504 件 相談のみ）
	相談支援事業	・市内 4 ヶ所の相談支援事業所において、身近な相談窓口として、その人に応じた相談支援を実施（平成 21 年度 6,822 件） ・精神保健相談支援として精神障害者地域活動支援センター「コンパス」において相談支援を実施（平成 21 年度 1,014 人）

	精神保健相談支援	・精神保健に精通した保健師が相談に応じ必要な支援を行う。 (平成21年度 2,255件)
	こころの健康相談専用電話	・精神保健相談支援及び自殺予防のための専用電話(こころの健康相談専用電話)の実施(平成21年度 70件)
3-3 地域生活支援サービスの充実	地域生活支援サービス	・ホームヘルプ事業、施設通所事業(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続A・B型)、児童デイ、短期入所事業、日中一時支援事業、施設入所事業、の実施
	松風園運営事業	・松風園の運営を指定管理者が行う。 (指定管理者:社会福祉法人しらかし会 平成22年度~平成26年度)
	重度障がい者サポート事業	・訪問入浴サービス 571回・タクシー利用券交付 984回 ・紙おむつの支給 約500枚 55人・重度障害者緊急通報システム事業 21件・自動車燃料費の助成 実績は21年度
	障害福祉施設建設費償還支援事業	・社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金の助成の実施。 (平成21年度 2カ所)
	補装具費支給事業・日常生活用具給付事業	・補装具費支給事業 478件 ・日常生活用具給付事業 3,050件
3-4 障がい児、発達に不安のあるこどもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	私立幼稚園障がい児就園支援事業	・統合教育を行う私立幼稚園設置者に補助金を交付する。 (平成21年度 10件)
	こどもの発達相談支援システム	・早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練及び専門スタッフが個別・グループ指導または、来所・訪問等により専門的見地から訓練・支援等を行う。(個別支援 1,774回 グループ支援 977回)
	就学相談事業	・障がいのある児童・生徒の適正な就学を行うため、就学相談を行う。 (平成21年度 173件)
	ことばの教室運営事業	・ことばと聞こえの障がいを改善するため、児童の症状に合わせた指導を行う。 (平成21年度 在籍児童数 154人、設置校数 2校)
	特別支援教育推進事業	・教育上配慮を必要とする児童、生徒に対し、必要に応じて特別支援教育ヘルパー、特別支援教育スクールアシスタントの派遣、特別支援教育巡回相談チームを設置し、各学校に派遣などを行なう。 (平成21年度 特別支援教育ヘルパーの派遣 24校、特別支援教育スクールアシスタントの派遣 28校、特別支援教育巡回相談チーム 187回)
3-5 就労の支援	障害者自立支援センター運営事業	・生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する事業を行う。運営は指定管理者が行う。 (指定管理者:社会福祉法人すずらんの会 平成18年度~平成22年度)
3-6 外出への支援	移動制約者移送サービス事業(協働事業)	・送迎事業を行うNPO法人と市の協働事業を実施し、移動手段の確保を図る。 (平成21年度 8,233回)
	移動支援事業	・移動が困難な障がい者・障がい児の外出をガイドヘルパーが支援し、自立と社会参加の促進を図る。
	重度障がい者サポート事業	・タクシー利用券交付 984回 ・自動車燃料費の助成 204件 ・福祉車両利用助成 430回 実績は21年度
3-7 障がい者施設の整備	障害福祉施設建設費償還支援事業	・社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金の助成の実施。 (平成21年度 2カ所)
3-8 経済的自立への支援	通所訓練費支給事業	・通所施設等を利用する際の支援として交通費相当額を支給する。 (平成21年度 支給人数 413人)
	手当の支給	・市障害者福祉手当 受給人数 3,476人・特別障害者手当 63人 ・障害児福祉手当 110人 福祉手当(経過措置分) 24人

	地域生活支援事業 負担軽減	・地域生活支援事業の福祉サービス利用負担について、低所得者等に配慮した負担の軽減を図る。
	心身障害者医療費 助成事業	・重度障がい者に係る医療費の自己負担を軽減し、負担軽減を図る。 (平成21年度 対象者数 858人)
	筋萎縮性者療養費 等給付事業	・進行性筋萎縮症者療養費給付事業の受給者であって、障害者自立支援法の施行により、引き続き療養介護事業の受給者に対し、生活支援のための手当の支給を行う。(平成21年度 対象者数 2人)
3 - 9 保 健・医療の 充実	乳幼児健康診査事 業	・各時期の発育、発達の確認や育児支援の各種乳幼児健診を実施する。 (4ヶ月 受診者数 2,144人 8ヶ月 2,143人 1.6歳 1,991人 3.6歳 1,809人)
	健康診査事業	・健康診査や各種がん検診を実施し、生活習慣病の早期発見に努める。
	健康相談・教育事業	・健康診査後の事後指導及び生活習慣病改善のための相談希望者に対し、保健師・栄養士等による、生活習慣病予防の相談・教育・訪問指導を実施。 (平成21年度 健康相談 478件、健康教育 2,952人)
	機能訓練事業	・40歳以上で身体障がいや身体の機能低下を有する方などを対象とした身体の リハビリ教室を開催するとともに、保健師が脳卒中患者宅を訪問し、療養指導 を行う。(平成21年度 135人)
	自立支援医療等給 付事業	・障がいの軽減を図るために行う医療(身体障がい者の障がいを軽減し機能回 復を目的とした手術等、精神障がい者の通院医療費の一部)に係る費用負担の支 援を行う。(平成21年度 身体:93人 精神:2,597人)
	障害者(児)歯科健 診事業	・歯科健康診査を行うことにより、虫歯等の口腔疾患を予防する。 (平成21年度 43人)

施策の方向性に対する主な実施(予定)事業		
分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
3 - 1 情報 提供の充実	総合的な情報提供の促進	相談支援事業(なんでも・そうだん・やまと)を通じた総合的な情報提供の実施
	情報提供や相談体制の充実を図るためのボランティア活動への支援の継続	情報提供ボランティアの入門講座を行い人材の育成の実施(社協・生涯学習センター等) (実施事業)情報提供を行なうボランティア活動への支援
3 - 2 相 談支援体制 の充実	相談支援事業所におけるケアマネジメント体制の強化	相談支援員の育成(研修への参加) 相談支援員の計画作成等へのシミュレーションの実施(CWと一緒に作成) サービス提供後のフォローアップの実施
	乳幼児健診後の経過観察体制の強化	対象児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、発達面に対する不安を持つ保護者の情報交換や育児支援を行なうフォローアップ教室の開催 (実施事業)乳幼児健診後のフォローアップ教室
	自殺予防のため問題解決の支援	自殺予防の相談専門電話を設置し、専門PHNが対応する。 12月より予約制の精神保健相談の実施予定 (主にうつ病に関する精神保健相談)
3 - 3 地域 生活支援サ ービスの充 実	日中活動の場における活動基盤整備	菜の花・ふきのとう向生舎第二分場の移設の実施にとともなう定員の拡大。  (実施事業)施設通所事業・障害者福祉施設費償還支援事業

	障がい者地域作業所の運営強化の推進・機能充実の検討	障害者自立支援法のサービス体系への移行を推進し、市内10カ所中8ヶ所を移行し、内5カ所が多機能型サービスを実施。
	医療ケアが必要な人への対応	医療ケアが必要な障がい者の短期入所等の対応として県と連携し圏域での拠点配置整備事業を検討。
3 - 4 障がい児、発達に不安のあるこどもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	こどもの発達相談システムによる総合的な支援体制や児童デイサービスなど早期療育のための受け入れ体制の充実	松風園(どんぐり)・ワンピース4において児童デイサービスを実施
	肢体不自由児や医療ケアが必要な児童の受け入れについて、国や県の動向を踏まえ充実	医療ケアが必要な障がい者の短期入所等の対応として県と連携し圏域での地域拠点配置備事業を検討。
3 - 5 就労の支援	障がい者地域作業所を法に基づくサービス体系への移行を推進し、運営強化を図るとともに、就労に向けた取り組みの促進	障害者地域作業所の法内移行の推進 (市内10カ所中8ヶ所移行)
	公共職業安定所やサービス提供事業所等の関係機関の連携を深め雇用を促進する。	雇用情報を市内事業所で共有することにより、適した人材を雇用に結びつける。
	受注確保及び受注開拓における安定的な仕事の確保と工賃の引き上げ、企業への啓発活動、就労先の開拓による雇用の促進	障がい者の就労に関するコーディネーターの配置  (実施事業) 障害者地域作業所等の運営支援事業
	共同受注の仕組みづくりを検討	市内のサービス提供事業所間におけるネットワーク作りの推進 共同受注の仕組みづくりの検討の実施
3 - 6 外出への支援	より利用しやすいサービスを目指した検討及び従事者の確保などの基盤整備強化及び障がい理解に関する研修を行い従事者の育成	グループ支援の実施(アシストやまとにおいて実施) 障害者自立支援協議会において、移動サービスについての検討 通学通所の送迎移動支援について ・事業所等の現況把握 ・他市事例の研究 ・ニーズの把握 ・支援体制作りの検討
3 - 7 障がい者施設の整備	生活介護施設及び多機能型サービス事業所の移設に際して、建設費借入金の返済に対する助成を行い環境の整備することにより、重症心身障がい者など医療ケアの必要な利用者など日中活動の場の拡充	菜の花・ふきのとう向生舎第二分場の移設整備の実施(建設費に伴う借入金返済への補助)
3 - 9 保健・医療の充実	精神障がいに関する正しい知識の普及や啓発	「こころの健康講座」など啓発事業の実施 12月より予約制の精神保健相談の実施を予定。 (主にうつ病に関する精神保健相談)
	乳幼児健診後の発達面の経過観察システム	対象児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、発達面に対する不安を持つ保護者の情報交換や育児支援の実施 (実施事業) 乳幼児健診後のフォローアップ教室

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（障害者自立支援法等の改正）について、事務の確立や条例等整備など円滑な施行ができるように準備を進める。

- ・ 基幹相談支援センターの設置の検討
- ・ ケアマネジメント体制の強化（サービス等利用計画案の作成等）
- ・ 放課後デイサービス等の創設及びそれに伴う日中一事支援事業の役割の検討
- ・ 利用者負担の見直しや個別給付化に伴う事務の構築など


# 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

## 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

## 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

## 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

## 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

自立支援協議会については、

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 相談支援体制の強化

（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）

- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勧奨）サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

## 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

## 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）（1）「その有する能力及び適性に応じ」の削除、（2）成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、（3）児童デイサービスに係る利用年齢の特例、（4）事業者の業務管理体制の整備、（5）精神科救急医療体制の整備等、（6）難病の者等に対する支援・障害者等に対する移

（1）（3）（6）：  
公布日施行  
（2）（4）（5）：  
平成24年4月1日  
までの政令で定める  
日から施行